

提出時チェックリスト

法人名

(福) ○○福祉会

施設名

(仮称) △△△△

内 容	チェック
◇提出書類	
国補助金要綱及び県補助金要綱（以下「要綱」とする）、「令和5年度和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金に係る協議について」の記載事項を確認のうえ提出するものである	○
申請者は要綱に定められた法人である	○
補助対象事業は要綱に定められたものである	○
提出書類一覧（様式第1号）の1～25の必要書類を添付している	○
提出書類	○
◇補助金	
補助金	○
補助金	○
◇事業	
事業	○
利用者	○
県障害福祉課、各振興局健康福祉部総務福祉課と事前に調整済みである（新規に事業者指定が必要な場合）	○
◇法令の遵守	
整備内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、建築基準法、福祉のまちづくり条例、その他の法令を遵守している	○
◇整備地及び建物	
整備地が東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ地震の津波浸水区域であるか、土砂災害警戒区域等に該当するか確認している	○
東海・東南海・南海3連動地震の津波浸水区域外での整備である。	○
南海トラフ地震の津波浸水区域内での整備であるが安全対策を講じている	○
土砂災害警戒区域等の社会福祉施設の整備に適さない区域外での整備	○
需要調査を実施している	○
土地及び建物に抵当権、地上権等の権利が設定され使用が制限されていない	○
土地に進入路、排水路があり使用に問題がない（見込である）	○
地域住民と連携がある（見込である）	○
グループホームの場合、入所施設や病院の敷地外である	○
◇工期	
工期は令和5年度内である	○
◇資金計画	
事業規模は適正であり、相応しい資金計画である	○
借入資金の調達は確実である	○

各項目を必ず確認し、該当する場合はチェック欄に「○」を付けてください。

他の書類とともに提出してください。

関係のない項目のチェック欄は「ー」を記入してください。

※提出前に必ず上記事項を確認し、提出書類に添付してください。

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課長 様

住所 紀の川市紀の川1-1
法人名称 社会福祉法人〇〇福祉会
代表者職・氏名 理事長〇〇〇〇

令和5年度和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金に係る協議書の提出について
このことについて、別添のとおり提出します。

記

協議額 (補助額) 金 30,400,000 円

様式第4号の9財源内訳の「国・県補助金」の額を記載。

	〇〇〇〇
電話	0736-77-0000
ファックス	0736-78-0000
E-mail	kinokawa@mail

提出書類一覧

法人名	(福)〇〇福祉会
施設名	(仮称) △△△△

番号	提出書類	備考	チェック欄	様式
1	協議書の提出について		○	第1号
2	提出書類一覧 (本表)		○	第2号
3	誓約書		○	第3号
4	事業計画		○	第4号
5	整備費見積		○	第5号
6	案内図		○	任意様式
7	設計書		○	任意様式
8	工事実施		○	任意様式
9	設計図		○	任意様式
10	工事工程表		○	任意様式
11	現況写真 (土地)		○	任意様式
12	現況写真 (建物)	整備する既存建物 (外部・内部)	○	任意様式
13	建物登記簿謄本	3月以内のもの (写し可)	○	—
14	土地登記簿謄本	3月以内のもの (写し可)	○	—
15	建物賃貸借契約書	写し	○	—
16	土地賃貸借契約書	写し	○	—
17	社会福祉法人等調書		○	第6号
18	法人定款、寄付行為等		○	任意様式
19	役員等履歴書		○	任意様式
20	財務諸表	予算書、決算書、貸借対照表、損益計算書等	○	—
21	新規借入金償還計画表	協議物件に対し借入する場合	○	第7号
22	法人における過去の補助事業一覧	過去10年の整備関係補助金	○	第8号
23	経営状況一覧表		○	第9号
24	その他参考となる資料	該当資料がある場合	○	任意様式
25	提出時チェックリスト		○	

該当する書類のチェック欄に「○」を付け、書類に漏れの無いように提出すること。
 該当しない書類がある場合は、チェック欄は「—」を記入すること。

※チェック欄に○印を付け、本表に上記1～25の書類を添えて提出すること。
 20の財務諸表のうち予算書は現年分 (令和4年度) も提出すること。

誓約書

令和4年 7月19日

和歌山県
福祉

下記に記載する内容を熟読すること。
該当する場合は、申込みできないので注意すること。

住所 紀の川市紀の川1-1
法人名称 社会福祉法人〇〇福祉会
代表者職・氏名 理事長 〇〇〇〇

当法人(役員等を含む)は、下記に掲げる事項に該当しない者であることを誓約します。

記

1. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第3項に規定する要件
2. 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第2号に規定する要件
3. 和歌山県補助金等交付規則(昭和62年規則第28号)第5条の2に規定する要件

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
第36条第3項
3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号(療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしない。
一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。
二 当該申請に係るサービス事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第四十三条第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。
三 申請者が、第四十三条第二項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
四 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
六 申請者が、第五十条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
七 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。))、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととするのが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
八 申請者が、第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
九 申請者が、第四十八条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をする日)が見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
十 第八号に規定する期間内に第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
十一 申請者が、指定の申請前五年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
十二 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
十三 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第八号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

児童福祉法

第21条の5の15第2号

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、次の各号(医療型児童発達支援に係る指定の申請にあつては、第七号を除く。)のいずれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る障害児通所支援事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の十八第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第二十一条の五の十八第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第二十一条の五の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日以前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用者(以下この条及び第二十一条の五の二十三第一項第十一号において「役員等」という。))であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日以前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下この号において同じ。))の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第二十一条の五の二十三第一項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害児通所支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

八 削除

九 申請者が、第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十 申請者が、第二十一条の五の二十一第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十三第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十一 第九号に規定する期間内に第二十一条の五の十九第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日以前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。))の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二 申請者が、指定の申請前五年以内に障害児通所支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十三 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十四 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者であるとき。

和歌山県補助金等交付規則

第5条の2

知事は、補助金等の交付の申請をした者(法人にあつては、その役員を含む。))が和歌山県暴力団排除条例(平成23年和歌山県条例第23号)第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者(第10条において「暴力団関係者等」という。))に該当する場合、又は禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることなくなるまでの者に該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

事業計画書

1 設置主体	法人名	(福)〇〇福祉会			
	所在地	紀の川市紀の川1-1			
2 補助対象施設	施設名	(仮称)△△△△			
	所在地	岩出市岩出1-1			
3 施設種別	共同生活援助、短期生活介護、就労継続支援等の今回整備する施設種別を記載				
4 工事区分	創設・増築・改築・大規模修繕等・スプリンクラー整備・避難スペース整備・その他				
5 利用人員	現員 0 名 + 増減 8 名 = 整備後 計 8 名				
6 整備概要	整備内容を端的に記載すること。				
7 施設等の規模及び構造	建物の所有関係	自己所有・賃貸(年契約)	延床面積	(改修部分) m ²	
	建築面積	280.5 m ²	(全体)	285.5 m ²	
	建物構造	木造 1 棟			
	抵当権	無・有	「有」の場合、目的及び抹消予定時期		
8 整備費用	工事費	54,500,000		円	
	工事事務費	2,200,000		円	
	合計	56,700,000		円	
	※補助対象経費ではなく工事費全額を記載すること				
9 財源内訳	国・県補助金(補助対象の3/4)	30,400,000		円	
	設置者負担金	自己財源	21,300,000		円
		寄付金	0		円
		市町村補助金	0		円
		民間補助金	0		円
		その他収入	0		円
		借入金	5,000,000		円
	小計	26,300,000		円	
合計	56,700,000		円		
10 法人が他に経営する事業所	施設名	施設種別	運営主体(事業所名)		
	〇〇ホーム	グループホーム	〇〇〇〇		
	〇〇事業所	就労継続B	□□□□		

該当を〇囲む国庫補助要綱第2の3参照のこと

利用者数を記載

既存建物の場合は記載。

「創設」の場合は予定を記載。

設計額もしくは見積額を記載。

補助金額は様式第5号のH欄と符号すること。

8の合計と符合すること

欄が不足する場合は別紙を添付すること。

整備費申請額算出内訳

法人名 (福)〇〇福祉会

施設の名称 (仮称)△△△△

施設種別 共同生活援助、短期入所

工事区分 創設

生活介護、就労継続支援 等の今回整備する施設種別を記載

区分	総事業費	対象経費の実支出(予定)額	寄付金その他の収入額	差引額 (A - C)	算定基準による算定額等	選定額 (BとDの少ない方の額)	選定額 × 3/4	補助金額
	A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円
施設整備費	56,700,000	52,839,000	0	52,839,000	30,400,000	52,839,000	39,629,000	30,400,000
本体工事費	54,500,000	51,500,000						
工事事務費	2,200,000	1,339,000						
その他工事費								

- 1 B欄には、総事業費のうち、補助対象(外構工事は補助対象外)の経費を記載すること。
- 2 C欄は、社会福祉法人等の場合は、寄付金その他の収入額を記載すること。
- 3 F欄は、B欄とD欄の少ない方の額を記入する。
- 4 G欄は補助率により算定した額を記入する。(1,000円未満は切り上げ)
- 5 H欄は、E欄とG欄のうち少ない額を記入すること。
- 6 補助対象となる工事事務費は補助対象本体工事費の2.6%が上限。
- 7 消費税及び地方消費税率は10%で計算すること。

設計額もしくは見積額を記載

外構工事等の補助対象外経費を控除した額。工事事務費はその2.6%が上限。控除額がなければ B=A

添付ファイルの社会福祉施設等施設整備費国庫補助金要綱の別表補助基準単価等を参照すること

事業計画書の財源内訳と符合すること

社会福祉法人等調書

法人名	(福)〇〇福祉会	施設名	(仮称)△△△△	施設種別	共同生活援助、短期入所	定員	8名
主たる事務所の所在地	紀の川市紀の川1-1			協議施設の所在地	岩出市岩出1-1		
法人認可の状況	<input checked="" type="radio"/> 認可済 (平成20年6月5日 第10号)			2新設法人 (令和 年 月 日認可予定)			
役員 の 状 況							
役員	年齢	住所	職歴(公職を含む)	社会福祉関係歴	他法人との役員の兼務	兼務法人名	
理事長	〇〇〇	60	岩出市岩出2	元岩出市役所職員	10年	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	△△福祉会
理事2	〇〇	50	岩出市岩出3	岩出市会議員	25年	<input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
理事3					<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
理事4						
理事5						
理事6						
理事7						
理事8						
理事9						
理事10						
監事						
監事2						
監事3						
評議員 制 の 状 況 <input checked="" type="radio"/> 有(5人)・ <input type="radio"/> 無 [諮問・ <input checked="" type="radio"/> 議決]							
評議員	年齢	住所	職歴(公職を含む)	社会福祉関係歴	他法人との役員の兼務	兼務法人名	
評議員1	〇〇	50	岩出市岩出3	岩出市会議員	25年	<input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
評議員2					<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
評議員3					<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
評議員4						
評議員5						
評議員6						
評議員7						
評議員8						
評議員9						
評議員10					<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
評議員11					<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
評議員12					<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
評議員13					<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
評議員14					<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
評議員15					<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
評議員16					<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
評議員17					<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
評議員18					<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
評議員19					<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	
評議員20					<input type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	

氏名 年齢 住所 職歴を記載すること。
 社会福祉関係歴は通算年数を記載すること。
 他法人との役員兼務はどちらかを○で囲むこと。
 「有」の場合は兼務法人名にその法人名を記載すること。

該当箇所を○で囲むこと

氏名 年齢 住所 職歴を記載すること。
 社会福祉関係歴は通算年数を記載すること。
 他法人との役員兼務はどちらかを○で囲むこと。
 「有」の場合は兼務法人名にその法人名を記載すること。

資 産 の 状 況

資産区分	種類	金額(評価額)						
基本財産	土地	10,000,000	円	基本財産	1000	m ²	事業計画書の9と符合すること	
	建物	10,000,000	円					
	現金	1,000,000	円					
運用財産	現金	37,900,000	円	財務諸表等からその内容を記載すること。	00	m ²		
	その他	536,000,000	円					
合計		594,900,000	円					
運用財産(現金)の用途				施設建設財源	国・都道府県	補助金	30,400,000	円
建設費充当分	21,300,000	円	建設費に占める割合 37.5 %			補助金	0	円
運転資金	5,000,000	円			機構等借入金		5,000,000	円
その他	11,600,000	円	年間事業費 8,000,000 円		自己資金		21,300,000	円
合計	37,900,000	円			合計		56,700,000	円
施設建設財源に対する寄附予定者の状況(自己資金内訳)								
寄附予定者名	年齢	職業	前年の課税所得又は利益(円)	寄付総額(円)		備考		
						寄付があれば記載すること		

(記入上の注意事項)

- 1 施設種別は、生活介護、共同生活援助等と記入すること。
- 2 施設長予定者は、役員欄の理事の番号に○印を付し、社会福祉関係歴欄の右端に資格有か無かを記入すること。
- 3 職歴は、事業種類、事業所名及び役職を記入すること。
- 4 役員及び評議員が他の社会福祉法人の役員等と兼務している場合は、兼務法人名及び役職を記入すること。
- 5 建物を運用財産としている場合には、「運用財産」の「その他」に必ず記入し、その理由書を添付すること。

新規借入金償還計画表

(単位:円)

借入先		〇〇機構						
借入額		元金	5,000,000 円	利率	1 %			
		利息	100,000 円	借入期間	10 年			
		計	5,100,000 円	返済開始年度	2023 年度			
返済年数	返済額 (a+b)	充当財源別金額						
		元金 a	利息 b	施設会計	補助金			計
1	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,000
2	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,000
3	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,000
4	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,000
5	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,000
6	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,000
7	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,000
8	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,000
9	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,000
10	510,000	500,000	10,000	500,000	10,000			510,000
11								0
12								0
13								0
14								0
15								0
16								0
17								0
18								0
19								0
20								0
21								0
22								0
23	0							0
24	0							0
25	0							0
合計	5,100,000	5,000,000	100,000	5,000,000	100,000	0	0	5,100,000

充当財源の内訳を役員寄付、補助金、施設会計等の内訳別に記載すること

今回の整備にあたり借入をする場合に、記載すること。
借り入れしない場合は「該当なし」と表示すること。

※協議対象物件のための借入(予定)について記載してください。

※必要に応じ行の追加等してください。

法人における過去の補助事業の一覧

補助年度	補助対象施設名	事業内容	総事業費 (千円)	補助金額 (千円)	契約業者名	
					設計監理	施工業者
27	〇〇作業所	創設	50,000	37,500	△△△	▼▼▼
22	生活介護〇〇事業所	創設	90,000	45,000	〇〇	〇〇

施設整備にかかる補助金について、過去10年間の和歌山県から交付のあった補助金実績を記載してください。
(スプリンクラー設置整備にかかる補助金は除きます。)

※法人において、過去10年間で社会福祉施設等施設整備費補助金を用いて行った施設整備(工事)に関して記載してください。

※行が必要な場合は追加してください。

経営状況一覧表

(単位:千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業活動収入			
事業活動支出			
事業活動収支差額			
経常収支差額			
当期活動収支差額			
前期繰越活動収支差額			
次期繰越活動収支差額			

法人決算書類の中から該当する数値を記載してください。

1. 法人決算書類から、該当する数値を記載してください。
2. 法人決算書類の該当する箇所を蛍光ペン等で明示してください。
3. 社会福祉法人以外の法人は各項目を下記のとおり読み替えてください。

項目	特定非営利活動法人	株式会社等営利法人
事業活動収入	経常収入(当期収入合計)	売上総利益
事業活動支出	経常費用(当期支出合計)	販売費及び一般管理費
事業活動収支差額	経常収支差額	営業利益
経常収支差額	—	経常利益
当期活動収支差額	当期収支差額	当期純利益
前期繰越活動収支差額	前期繰越収支差額	前期繰越利益
次期繰越活動収支差額	次期繰越収支差額	繰越利益剰余金